

別紙 5

特定工場における大気に係る汚染物質の最大排出予定量

ばい煙発生施設又は粉じん発生施設の名称	施設番号	排出ガス温度(℃)		排出ガス量(N m³/h)	汚染物質の排出予定量					
					いおう酸化物(N m³/h)	窒素酸化物(N m³/h)	ばいじん(kg/h)	そ の 他 の 汚 染 物 質		
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
工 場 合 計			最大			()	()	()	()	()
			通常			()	()	()	()	()

- 備考 1 粉じんについては、粉じん発生施設ごとの排出ガス温度の欄、排出ガス量の欄及び汚染物質の排出予定量の欄には記載する必要はなく、工場合計の欄に当該特定工場の敷地の境界線における排出予定量及び濃度を記載すること。(濃度は()内に記載すること。)
- 2 粉じん以外の汚染物質については、各ばい煙発生施設の欄の()内には排出口におけるばい煙の濃度(乾きガス中の濃度とし、ばい煙処理施設がある場合は処理後の濃度)を記載し、工場合計の欄の()内には各ばい煙の濃度を加重平均した濃度を記載すること。
- 3 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは「ター1」と、「面積」とあるのは「排出ガス量又は汚染物質の排出予定量」と、「生産施設の面積の合計」とあるのは「工場合計」と、「全生産施設の面積の合計」とあるのは「全てのばい煙発生施設及び粉じん発生施設の排出ガス量及び汚染物質の排出予定量の合計」と読み替えるものとする。